

**「地方創生 2.0」の推進と持続可能な地方行財政
の確立のための地方税財政改革についての意見**

令和 7 年 5 月 23 日

地 方 財 政 審 議 会

「地方創生2.0」の推進と持続可能な地方行財政 の確立のための地方税財政改革についての意見

はじめに.....	1
第一 今後の地方財政の在り方	3
1. 地方財政の現状.....	3
2. 地方歳出の構造の変化への対応	4
(1) 社会保障関係費の増加	4
(2) 人件費の増加	5
(3) 物価の上昇.....	6
(4) 金利の上昇.....	7
3. 持続可能な地方税財政基盤の構築.....	8
(1) 地方税の充実確保	8
(2) 偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築等.....	9
(3) 地方税のその他の諸課題.....	10
4. 一般財源総額の確保.....	11
5. 地方財政の健全化	12
第二 主な重要課題への対応.....	13
1. 地域を支える持続可能な公共インフラ・サービスの確保.....	13
(1) インフラ等の適正管理	13
(2) 地域医療提供体制の確保.....	14
(3) 防災・減災、国土強靱化の推進	15
(4) 消防防災力の強化	15
2. 「地方創生2.0」の推進	17
(1) 地域の担い手確保の支援等	17
①地域の担い手確保の支援	17

②広域リージョン連携	19
(2) 地域におけるDX・GXの推進	20
①自治体DX・地域社会DXの推進	20
②地域におけるGXの推進	21
3. 教育無償化	22
おわりに	23

資料

「地方創生 2.0」の推進と持続可能な地方行財政 の確立のための地方税財政改革についての意見

令和 7 年 5 月 23 日
地方財政審議会

当審議会は、国と地方による「地方創生 2.0」の推進と持続可能な地方行財政の確立のための地方税財政改革について検討した結果、次のとおり結論を得たので、総務省設置法第 9 条第 3 項の規定により意見を申し述べる。

はじめに

我が国経済は、昨年の名目 GDP が 600 兆円を超えて過去最高を更新し、本年の春季労使交渉では、33 年ぶりの高水準となった昨年の賃上げの勢いが継続していると考えられるなど、長年の停滞を脱し、経済の好循環の流れが生まれつつある。ただし、本年 4 月初めの米国の追加関税措置の発表により、一転して先行き不透明感が広がっている。

地方財政は、足下では経済の好調を背景に税収が伸びているものの、歳出において、物価高や人件費、金利の上昇などが顕著となっている。地方自治体は、前述の先行き不透明感の広がりと併せて、難しい財政運営を迫られている。

このように、地方自治体を取り巻く環境が複雑さを増す中、政府は、当面人口減少が続く中でも経済成長を遂げて持続可能な社会を創るため、「地方創生 2.0」を起動し、今後 10 年間集中的に取り組む「基本構想」を本年夏に策定することとしている。また、総務省の「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会」において、人口減少下で地域の担い手を含めた資源の不足や偏在が深刻化する中で、地方自治体の行財政の在り方を持続可能なものにしていくための対応策等について検討が進められている。

我が国の内政を担う地方自治体は、国と相まって「地方創生 2.0」

を推進するとともに、多様な行政サービスを安定的に確保し、持続可能な地域社会の実現に取り組んでいかなければならない。そのためには、経済の好循環と財政の健全化を両立させ、確固とした地方税財政の基盤を構築し、必要な歳出総額及び一般財源総額を安定的に確保することが不可欠である。

近く、政府はいわゆる「骨太の方針」において、経済財政運営と改革の基本方針を示すこととしている。

こうした状況を踏まえ、当審議会は、「地方創生2.0」の推進と持続可能な地方行財政の確立のための地方税財政改革に対する考え方を示すこととした。

第一 今後の地方財政の在り方

1. 地方財政の現状

地方財政の現状を概観すると、近年、経済の好調を背景に税収が堅調であることから、財源不足額は減少傾向にあり、赤字地方債である臨時財政対策債は、令和7年度は新規発行額がゼロとなった。これは平成13年度の制度創設以来初めてのことであり評価できる。地方の債務残高も減少傾向にあり、その意味では、地方財政の健全化は進みつつあると言えよう。

しかしながら、前述のとおり、経済の先行き不透明感が広がるなど、これまでの経済環境に変化の兆しが見られ、税収への影響が懸念される。

歳出においては、物価高や人件費、金利の上昇などによる増加傾向が鮮明となってきている。加えて、人口減少による料金収入の減少等により、上下水道や病院をはじめ、各地方公営企業を取り巻く経営環境が厳しさを増していることに留意が必要である。

また、地方の債務残高は、減少傾向にあるとはいえ、令和7年度末時点の見込みで約172兆円となお巨額である。このうち、地方の特例的な債務である臨時財政対策債の残高は約42.3兆円、交付税特別会計借入金
金の残高は約25.5兆円、あわせて約67.8兆円に上っており（資料1）、これらの残高の縮減が地方財政の大きな課題である。

2. 地方歳出の構造の変化への対応

地方財政計画における地方の歳出は、これまでは、国の制度に基づく社会保障関係費の増を、給与関係経費や投資的経費（単独）、公債費の減で吸収し、ほぼ横ばいで推移してきたが（資料2）、足下では、経済・物価動向によるものを含め、歳出構造に大きな変化が生じてきている。今後、この動きを地方財政計画に適切に反映し、所要の財源を確保することが求められる。

（1）社会保障関係費の増加

社会保障関係費のうち、医療、介護等の経費については、高齢化の更なる進展等により一層増加することが見込まれている。また、障害福祉サービス等に係る経費も大きく増加している。今後も国の法令や制度に基づいて義務的に生じる社会保障関係費に係る地方負担はますます大きくなることが想定される。

社会保障施策の多くは、住民に身近な地方自治体により実施されており、地方自治体の果たす役割は極めて大きい。令和5年12月22日に閣議決定された「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」において、「医療・介護制度等の改革」についても、「時間軸」に沿った今後の取り組むべき課題が示されており、引き続き、国と地方が連携しながら、それぞれの役割を果たしていくべきである。

特に、令和8年度以降の地域医療構想は、令和22（2040）年頃を見据え、医療、介護の複合ニーズを抱える85歳以上人口の増大等¹に対応できるよう、入院医療のみならず、外来・在宅医療や介護との連携等を含めた将来の医療提供体制全体の構想とするなど見直しを行うこととされている。また、医師偏在対策については、経済的インセンティブを含

¹ 厚生労働省の「新たな地域医療構想等に関する検討会」が令和6年12月18日に公表したとりまとめによれば、全国的に人口が減少する中、85歳以上を中心に高齢者数は2040年頃のピークまで増加すると見込まれる。これに伴い、2040年の医療需要については、2020年と比較して、85歳以上の高齢者の救急搬送は75%、在宅医療の需要は62%増加することが見込まれる。

め、実効性のある取組を推進することとされている。国は、地方の意見を十分に踏まえつつ、持続可能な地域医療提供体制の確保に取り組む必要がある。

また、こども・子育てについては、「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）の「こども・子育て支援加速化プラン」に基づき国が進める事業に関して、令和8年度以降においても地方負担は増加すると見込まれる。地方自治体が、児童手当等の経済的支援や保育等の現物サービスといったこども・子育てサービスの提供など、着実にその役割を果たすことができるよう、国は、地方財政計画の歳出に所要額を計上し、所要の財源を引き続き安定的に確保すべきである。

（２）人件費の増加

地方自治体の職員数については、平成17年度からの集中改革プラン等により、既に相当の削減が行われてきた中で（資料3）、DX・GXの推進、相次ぐ自然災害への対応や防災力の強化、児童虐待防止対策といった行政需要の増加に適切に対応していくための人材を確保していく必要がある。特に、個々の市町村での人材確保が難しいデジタル人材や技術職員、保健師、保育士等の専門人材について、都道府県等が確保・育成し、人材不足に直面する市町村を支援する体制を引き続き整備する必要がある。なお、公務の魅力向上の観点から、地方公務員の働き方を柔軟化し、兼業を促進することも重要である。

給与については、物価高を上回る持続的で構造的な賃上げの実現のための取組が進められており、令和7年の春季労使交渉では、33年ぶりの高水準となった令和6年の賃上げの勢いが継続していると考えられるなど、今後も民間給与の継続的な上昇が見込まれる。地方自治体においては、人事委員会勧告を踏まえつつ、地域における民間給与等の状況を勘案して適切に対処するとともに、国においては、給与改定や教職調整額の引上げに要する経費について、地方財政計画に適切に計上する必要がある。

令和7年度地方財政計画に給与改善費が平成13年度以来24年ぶり

に計上された。令和6年度は人事委員会勧告に伴う給与改定額が約0.8兆円（会計年度任用職員を含む）と非常に多額に上っている。民間の賃上げの流れが継続している中で、地方団体の財政運営の予見可能性を確保する観点からも給与改善費は極めて重要であり、今後も引き続き、計上を検討していくべきである。

会計年度任用職員は、一般職の公務員として令和2年度に地方公務員法上の任用根拠が明確化され、給与については、期末・勤勉手当が支給されることになったほか、人事委員会勧告等に伴う給与の遡及改定も概ね8割の団体で実施されるなど、適正な処遇確保の取組が進んできている。会計年度任用職員の給与改定に係る経費等についても、常勤職員と同様、安定的に地方財政計画に計上することにより、適切に財源を確保する必要がある。

（３）物価の上昇

政府として、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を目指し、適切な価格転嫁を進めている中で、地方自治体が各種経費について同様に転嫁を進める観点から、民間給与や物価の上昇を踏まえて、必要な経費を地方財政計画の歳出に適切に反映する必要がある。これは、地域における「賃金と物価」の好循環の実現のためにも重要である。

令和6年度以降、地方自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加への対応として、地方財政計画の一般行政経費が増額されてきたが、今後ともこうした取組を検討すべきである。

また、資材価格等の高騰に伴い建設事業費が上昇したことで、地方自治体の普通建設事業費（単独事業分）は近年増加している。今後の資材価格や決算の動向等を踏まえ、地方財政計画の計上の在り方について検討する必要がある。

加えて、国は物価高を踏まえて補助単価の見直し等の必要な措置を講じるべきである。

（４）金利の上昇

足下では、国内外の金融政策や物価の動向等の影響により金利が上昇傾向にあり、本年３月には、長期金利（新発１０年物国債利回り）が１６年ぶりに１．５％台に達するなど、長年の低金利環境から「金利のある世界」へと変化している。これに伴い、これまで減少傾向にあった公債費の状況にも変化が生じている。ひとたび金利が上昇すれば、利払費が年を追うごとに増加し、地方財政への影響は長期に及ぶことに留意が必要である。これに加えて、中長期的には、インフラや公共施設等の老朽化対策や防災・減災、国土強靱化等に係る投資的経費の増加により、今後は建設地方債の公債費が増加する可能性もあり、その影響を踏まえた公債費の適切な地方財政計画への計上が求められる。

また、交付税特別会計借入金については、短期借入であり、金利上昇の影響を受けやすいことから、必要な地方交付税総額を確保しつつ、借入金の着実な償還に取り組む必要がある。

3. 持続可能な地方税財政基盤の構築

地方自治体が、住民生活に身近なサービスを安定的に提供した上で、それぞれの地域の実情に応じて、創意工夫を凝らしながら持続可能な地域社会を実現していくためには、確固たる税財政基盤の構築が不可欠であり、地方自治体が自らの判断で自由に使うことのできる地方税や地方交付税等の一般財源の総額を適切に確保していく必要がある。一般財源をどの程度確保できるかが、地方の円滑な財政運営の可否に直結する。

(1) 地方税の充実確保

令和7年度与党税制改正大綱において、「いわゆる『ガソリンの暫定税率』は、廃止する」とされたところであるが、税制改正に際しては、地方税財源への影響等に十分配慮した上で、引き続き地方自治体の声も聞きながら丁寧に進めるべきである。

車体課税については、令和7年度与党税制改正大綱において、「国・地方の税収中立の下で、取得時における負担軽減等課税の在り方を見直すとともに、自動車の重量及び環境性能に応じた保有時の公平・中立・簡素な税負担の在り方等について、関係者の意見を聴取しつつ検討し、令和8年度税制改正において結論を得る」とされている。このことを踏まえて、当審議会の「自動車関係税制のあり方に関する検討会」において、地方の安定的な財源を確保することを前提に、課税趣旨やカーボンニュートラルの実現等を踏まえた税制の構築に向けて検討を深めていくことが重要である。

地方消費税を含む消費税は、その4割近くが地方の貴重な税財源である。地方消費税は、広く社会の構成員が負担を分かち合うことを可能とし、税収が安定的で、税源の偏在性が小さいなどの特徴を有している。また、今後、社会保障サービスの更なる増大が見込まれる中、地方における社会保障の安定財源を確保するとともに、持続可能な地方税財政基盤を確立していく上で、引き続き重要な役割を果たすべきものである。

（２）偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築等

地方税の充実確保が求められる一方で、地域的に税源の偏在があれば、地方税の充実を図ると財政力格差が拡大することとなる。東京一極集中が続き行政サービスの地域間格差が顕在化する中、拡大しつつある地方自治体間の税収の偏在や財政力格差の状況について原因・課題の分析を進め、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組むことが重要である。

その上でなお生じる税源の偏在に関しては、全国どのような地域であっても、一定水準の行政サービスを確保するために必要な財源を保障する地方交付税の機能が、引き続き適切に発揮されることが必要である（資料４）。このため、地方交付税の総額を適切に確保すべきである。

（３）地方税のその他の諸課題

住所地課税の例外となっている道府県民税利子割²については、インターネット銀行の伸長等の経済社会の構造変化により、あるべき税収帰属との乖離が拡大していることから、金融機関等の事務負担に配慮するとともに、地方自治体の意見を踏まえつつ、当審議会の「地方税制のあり方に関する検討会」において、税収帰属の適正化のための抜本的な方策を検討している。その結果も踏まえて、令和８年度税制改正において結論を得ることが必要である。

ふるさと納税については、制度本来の趣旨に沿った適正な運用を図るため、総務大臣による指定制度が導入されており、これまで指定基準についても累次の見直しを行ってきている。今年度、当審議会において、指定基準等の課題について関係地方自治体・事業者から意見聴取を行った。今後とも、必要に応じて関係者に対する意見聴取や実態把握を行いながら、制度の在り方や指定基準の見直し等について不断に検討することが重要である。

² 個人住民税は、基本的に住所地の地方自治体が課税することとされているが、道府県民税利子割については、住所地課税の例外として、金融機関の口座所在地等の都道府県が課税することとされている。

4. 一般財源総額の確保

これまで述べてきた経済環境の変化に伴う地方歳出の増加は、地方自治体の多くの行政分野において生じつつある。人件費や物価の上昇は、地方自治体の職員の給与のみならず、公共事業や施設管理を通じて地域を支える事業者や、そこで働く人々にも影響を与える。不断の行政改革は必要だとしても、このような経済・物価動向に対応して必要な財源が確保されなければ、地方自治体が行政サービスを維持することは困難となり、地域経済の好循環にもつながらない。

また、地方自治体は、老朽化したインフラ等の適正管理や、極めて厳しい経営環境にある地域医療提供体制の確保など、人口減少等に伴う行政課題への取組も迫られている。

現在、政府を挙げて取り組んでいる「地方創生2.0」は、こうした課題を克服しつつ、地方自治体が安定的に行政サービスを提供する中でこそ効果を発揮するものと考えられる。

したがって、物価の上昇など、避け難い歳出の増加に直面する中、地方自治体が行政サービスを安定的に提供し、様々な行政課題に対処するため、これらに必要な経費が地方財政計画に適切に計上され、一般財源総額が増額確保されることが不可欠である。

なお、令和5年度決算において、基金残高が増加したのは、①税収増による将来の普通交付税の減額精算に備えた積立てや、②定年引上げに伴う退職手当支給額の年度間の増減に備えた交付税措置や「臨時財政対策債償還基金費」のように制度的に想定されている基金への積増し等によるものである。したがって、基金残高が増加したことをもって地方財政に余裕があると判断するのは適当ではない。

能登半島地震にみられたように、災害が激甚化・頻発化する中で、迅速に住民の命や生活を守るために必要な対策を講じる際や、新型コロナウイルス感染症対応の初期段階における国の補正予算に先んじて住民や事業者への緊急的な対策を講じる際に、財政調整基金等が活用された。これにより、不測の事態においても地方自治体が機動的な財政運営を行うための基金の意義が改めて認識されることとなったことを忘れては

ならない。

5. 地方財政の健全化

令和4年度以降、折半対象財源不足額³が生じない状態が継続するとともに、赤字地方債である臨時財政対策債の新規発行額が徐々に縮減し、令和7年度には遂に制度創設以来初めてゼロとなった。また、前述のとおり地方の債務残高と特例的な債務残高はともに減少しており、地方財政は健全化が進みつつある。

しかしながら、今後の健全化に向けては、米国の関税措置による経済の先行き不透明感の広がりや、物価高や人件費の上昇等による地方の歳出の増加等により、予断を許さない状況にある。

このような中であっても、臨時財政対策債の新規発行額ゼロを継続するよう努力するとともに、約67.8兆円と巨額に上っている特例的な債務残高の着実な縮減に取り組むべきである。

地方自治体は、人口減少・少子高齢化が進む長い将来を見据え、持続可能な地域社会を築いていくため、地方財政の健全化に不断に取り組み、地域社会を支える基盤を確かなものとしていかねばならない。このため、地方自治体は、引き続き、国と基調を合わせて、歳入面においては、地域経済の活性化により地方税等の自主財源の増加に努めるとともに、歳出面においては、行政サービスの重点化・効率化に取り組んでいくことが不可欠である。

³ 財源不足のうち、建設地方債の増発等を除いてなお残る不足額。国と地方が折半して補填することとされており、国負担分については一般会計からの加算により、地方負担分については臨時財政対策債の発行により、それぞれ補填措置が講じられる。

第二 主な重要課題への対応

1. 地域を支える持続可能な公共インフラ・サービスの確保

(1) インフラ等の適正管理

地方自治体は、これまでも計画的に、インフラや公共施設等の維持管理・更新等に取り組んできたところだが、埼玉県八潮市で大規模な道路陥没事故が発生するなど、老朽化は依然として深刻な状況にある。国土強靱化の観点からも、老朽化の課題に適切に対応していく必要がある。地方財政が極めて厳しい状況において、必要な対策を着実に実施するためには、地方自治体が、中長期的な視点に立って、公共施設等の計画的な集約化・複合化や長寿命化対策等を推進することにより、トータルコストを縮減し、財政負担を軽減・平準化していくことが重要である。

地方自治体の公共施設等の適正管理の取組を支援するために設けられた公共施設等適正管理推進事業債については、令和7年度に公共施設の集約化・複合化等に伴い廃止する施設の除却事業について地方財政措置が拡充されたところである。また、令和8年度までが事業期間とされており、国においては、令和7年度からの拡充内容や活用策、取組事例等の周知を行うなど、広く地方自治体の取組を後押しするとともに、老朽化対策を更に強化する必要がある。

上下水道については、人口減少等に伴い、料金収入が減少するほか、技術職員を含む人材の確保が困難になるなど、その経営環境が厳しさを増している。そのような中でも、前述の道路陥没事故や能登半島地震等を踏まえ、適正な料金の設定や、国庫補助金や地方財政措置の活用などにより、老朽化対策を着実に進めていくべきである。

（２）地域医療提供体制の確保

公立病院は、地域における基幹的な公的医療機関として、地域医療の確保のため重要な役割を果たしているが、医師・看護師等の不足や人口減少・少子高齢化に伴う医療需要の変化など厳しい経営環境に直面している。

公立病院全体の令和５年度の経常収支は、国庫補助金等の減少や職員給与費・材料費等の医業費用の増加により４年ぶりに赤字に転じ、赤字の公立病院の割合も約７割にまで拡大している。

さらに、令和６年度においても、職員給与費・材料費等は引き続き増加傾向にあると見込まれており、公立病院の経営環境は一層厳しくなっている。

このような背景を踏まえ、令和７年度から令和９年度までの間、経営改善実行計画を策定し収支改善に取り組む公立病院の資金繰りを支援し、経営改善を促進するため、新たに病院事業債（経営改善推進事業）が設けられたところであり、各公立病院においては、こうした措置の活用を検討するなどして、経営改善に取り組んでいくことが求められる。

令和５年度までにほぼ全ての公立病院において公立病院経営強化プラン（以下「経営強化プラン」という。）の策定が完了したが、地方自治体は、前述の経営環境の変化を踏まえ、経営強化プランの実施状況について概ね年１回以上点検・評価を行い、その結果を公表することが重要である。また、同プランを必要に応じ見直し、機能分化・連携強化、医師・看護師等の確保等に総合的に取り組み、公立病院の経営強化に取り組んでいくことが求められる。

また、国は、経営強化プランに基づく取組等が着実に進み、持続可能な地域医療提供体制を確保できるよう、所要の財政措置を講じるべきである。

さらに、経営環境が厳しい状況にあるのは、公立病院のみならず、民間病院や公的病院等も同様であり、地域医療提供体制を確保するためには、国において、診療報酬を含め適切に検討を行う必要がある。

（３）防災・減災、国土強靱化の推進

国においては、令和８年度から令和１２年度までの５年間に、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に切れ目なくこれまで以上に必要な事業が着実に進められるよう、能登半島地震の経験も踏まえつつ、本年６月を目途に「国土強靱化実施中期計画」を取りまとめることとしている。本計画に基づき行われる事業に係る地方負担については、「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」（令和２年１２月１１日閣議決定）に続き、適切な財政措置を講じる必要がある。

また、地方単独事業に係る緊急防災・減災事業債や緊急自然災害防止対策事業債について、令和７年度までが事業期間とされているが、近年、自然災害が激甚化・頻発化する中、活用実績は増加傾向にある。これらの事業債の令和８年度以降の在り方については、地方自治体における防災・減災対策に関する取組や地域の実情、課題などを踏まえ、適切に検討すべきである。

（４）消防防災力の強化

今般、岩手県大船渡市で短時間での広範囲への延焼拡大等の特徴を有する大規模な林野火災が発生するなど、近年、我が国における災害は激甚化・頻発化している。こうした災害の最前線で国民の生命・財産を守る消防の役割は近年益々増大しており、消防防災力の強化を図ることが重要である。

具体的には、緊急消防援助隊について、空中からの消火・救助・情報収集活動や水利の確保が困難な山間部等の地域における消火活動の体制強化に向けた、消防防災ヘリ・車両・資機材の充実を推進すべきである。

また、人口減少社会における消防防災力の確保に向けて、消防活動の省力化・効率化等に資する革新的技術の実用化に向けた研究開発・実装等が必要である。

加えて、大規模災害時において、地域に密着した消防団の役割は極め

て大きいことから、車両・資機材等の更新を含めた更なる充実や、幅広い住民の入団促進等による体制の強化、女性が活動しやすい環境整備等を進めることが求められる。さらに、大規模地震時等の火災の発生抑制につながる感震ブレーカーの普及や、マイナ救急が実施できる環境整備も引き続き推進すべきである。

2. 「地方創生2.0」の推進

少子化が進む中、地域の人口減少がもたらす諸課題を克服し、将来にわたる成長力の確保を目指す「地方創生2.0」は、我が国の最重要課題の一つである。

地方自治体は、今後、更に人口減少が進む中であって、これまでの取組の成果と反省を活かして、創意工夫を凝らしながら、地域の実情に応じた取組を更に推進していくことが求められる。

国は、今後10年間集中的に取り組む「基本構想」を本年夏に策定することとしている。令和7年度の地方財政計画においては、「地方創生推進費」として、1兆円が計上されたところであるが、地方創生は息の長い取組が必要であること等を十分踏まえて、地方自治体が、国の新たな取組と相まって、「地方創生2.0」に取り組めるよう、引き続き、地方財政計画に所要額を計上し、適切に地方財政措置を講じるべきである。

(1) 地域の担い手確保の支援等

①地域の担い手確保の支援

地方への人の流れや関係人口の創出・拡大に資するよう、「地域おこし協力隊」や「地域活性化起業人」等の取組を更に推進していくべきである。

具体的には、「地域おこし協力隊」について、令和8年度までに現役隊員数を10,000人まで増やす目標に向け、応募者数の増加や受入れ体制の強化、隊員・地方自治体双方へのサポートを行うことが重要である。また、都市部の企業の社員等を地域活性化の即戦力として活用する「地域活性化起業人」について、企業退職後のシニア層の活用や地方自治体と企業等とのマッチング支援など制度の活用に向けた取組を強化する必要がある。これらの施策において、地域の担い手としての潜在力が高い女性、若者、シニア、外国人、副業人材へのアプローチを一層強化すべきである。

また、二地域居住・関係人口の創出・拡大に向けた地方自治体の取組を促進するとともに、関係人口を登録・可視化し、地域の担い手確保や地域経済の活性化等につなげる「ふるさと住民登録制度」について、誰もがアプリで簡単・簡便に登録でき、自治体の既存の取組を緩やかに包含できるような柔軟かつ間口の広い仕組みとなるよう検討を進める必要がある。

このほか、地域人口の急減に直面する地域において地域産業の担い手を確保するための「特定地域づくり事業協同組合」の取組への支援や大学等と地域が連携した地域課題解決の取組への支援を促進する必要がある。

さらに、「産官学金労言」の連携により地域の資源と資金を活用した地域密着型事業の立上げ・付加価値向上を支援する「ローカルスタートアップ支援制度」や地域企業の担い手を確保するための取組を支援する「事業承継等人材マッチング支援事業」による地域の経済循環の促進、地域の暮らしを守る地域運営組織の持続的な運営支援、「指定地域共同活動団体」制度の円滑な運用に向けた情報提供などの支援等に取り組むべきである。

これらの施策については、関係府省庁との連携の強化など施策の活用を促進するための取組の強化が重要である。

②広域リージョン連携

一極集中から多極分散型の経済社会への転換を図るためには、産業政策や観光など地域の成長やイノベーションにつながる独自施策を都道府県域を超える広域的な規模で「点から面に」広げ、新たな地方創生のために必須となる「しごと」を全国的に、かつ、より効果的に生み出すことが重要である。

このため、国は、広域連合やブロックごとの知事会のほか、経済団体を中心に、産官学など多分野にまたがる連携を強化する動きが見られることも踏まえつつ、都道府県域を超えた広域単位で、地方自治体と企業や大学、研究機関等の多様な主体が連携して取り組む「広域リージョン連携」を、積極的に後押しすべきである。

（２）地域におけるＤＸ・ＧＸの推進

①自治体ＤＸ・地域社会ＤＸの推進

急激な人口減少社会に突入し、担い手不足が急速に深刻化する恐れがある中、供給力不足社会に早急に対応し、官民双方の生産性を向上させるためには、自治体ＤＸ・地域社会ＤＸに集中的に取り組むことが必要である。

令和７年度においては、地方財政計画の一般行政経費（単独）において新たに「デジタル活用推進事業費」が１,０００億円計上され、デジタル活用推進事業債が創設された。地方自治体においては、デジタル活用推進事業債を積極的に活用し、集中的にデジタル化を進めていくことが望まれる。

また、自治体ＤＸのうち、情報システムの標準化・共通化の取組については、財源面を含め国が主導的な支援を行うこととされており、令和６年度補正予算（第１号）において、標準準拠システムへの移行に要する経費について追加措置され、また、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和７年法律第３５号）の成立により、移行経費の支援を行うデジタル基盤改革支援基金の設置年限が５年延長されたところである。令和７年度末までの移行の難易度が極めて高い、あるいは、事業者のリソースひっ迫などの事情により令和８年度以降の移行とならざるを得ないことが具体化したシステム等の移行経費についても、引き続き、国の責任において全額国費により必要な措置を講じることが重要である。

加えて、ガバメントクラウド利用料を含めたシステム運用経費については、多くの地方自治体から、標準準拠システム移行後に大きく増加するという声が上がっており、デジタル行財政改革会議において、地方自治体の意見を踏まえながら、システム運用経費問題に対する対策を早急に取りまとめることとされている。国は、システム運用経費の増加要因を丁寧に分析し、運用経費の低減が早期に確実に実現するよう事業者との調整や自治体への見積精査支援の更なる強化などに責任を持って取

り組むとともに、標準準拠システムの安定的な運用のために必要な経費については、所要の財源を確保し、適切に財政措置を講じるべきである。

また、全国的にデジタル人材が不足し、とりわけ小規模市町村は人材不足が深刻な状況にある。個々の自治体におけるデジタル人材の確保だけでなく、すべての都道府県において速やかに、市町村と連携したDX推進体制を構築し、その中で市町村の求める人材プール等の必要な機能を確保するとともに、DX推進のための人材育成を進めることが重要である。このため、国においても、アドバイザーの派遣、各都道府県の人材プール構築に向けた伴走支援、デジタル人材の確保・育成に要する経費等については、引き続き所要の財政措置を講じるべきである。

②地域におけるGXの推進

地方自治体による地域におけるGXの取組を支援するため創設された脱炭素化推進事業債については、令和7年度までが事業期間とされているが、公共施設等のZEB（Net Zero Energy Building。エネルギー消費量が正味ゼロの建物）化・省エネ改修やLED照明の導入などその活用実績は年々増加している。また、国の動きとしては、「地球温暖化対策計画」（令和7年2月18日閣議決定）において、温室効果ガスの「2050年ネット・ゼロ」の実現に向け2030年度までの5年間が新たに実効集中期間として位置づけられている。同事業債の令和8年度以降の在り方については、地方自治体における取組や地域の実情、課題などを踏まえ、適切に検討すべきである。

3. 教育無償化

自由民主党、公明党、日本維新の会の3党間の合意（令和7年2月25日）において、「全ての若い世代に対して多様で質の高い教育を実現するとともに、経済的事情による教育格差を是正し、子育て世帯への支援を強化する観点から、論点の十分な検討を行い、」教育無償化を実現することとされている。教育無償化のうち、いわゆる高校無償化について、「令和8年度から、収入要件を撤廃し、私立加算額を45.7万円に引き上げる。低所得層への高校生等奨学給付金の拡充や公立高校などへの支援の拡充を行う」、いわゆる給食無償化について、「まずは小学校を念頭に、地方の実情等を踏まえ、令和8年度に実現する」、0～2歳を含む幼児教育・保育の支援については、「更なる負担軽減・支援の拡充について、地方の実情等を踏まえ、令和8年度から実施する」こととされている。

これらの施策の実施に当たっては、様々な論点を整理した上で、地方自治体の財政運営に支障が生じないように、国の責任において所要の財源を確保すべきである。また、地方自治体からは私立を含めた高校無償化により、公立高校離れを懸念する声が上がっており、こうした観点も踏まえ、公立高校への支援の在り方を検討する必要がある。

おわりに

本年4月初めに発表された米国の関税措置により、世界が揺らいでいる。戦後80年の長きに亘り国際社会が培ってきた自由で公正な経済秩序の在り方を根本から変容させかねない事態となっている。

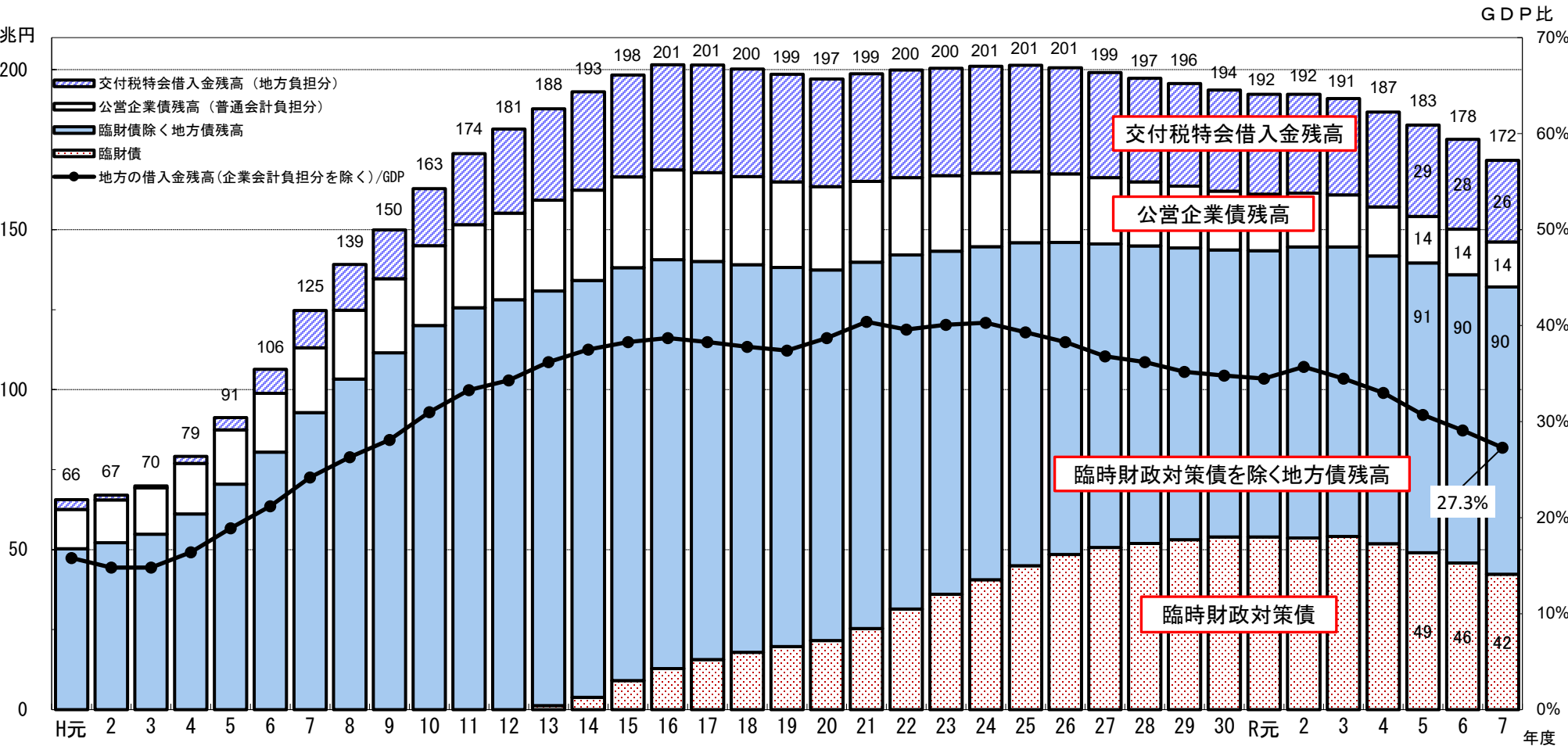
現時点で地方行財政への影響は不透明であるが、既に日本銀行が今年度の経済成長率の見通しを下方修正するなど、その影響が懸念される。

地方自治体は、このような不確実性の高い状況にあっても、人口減少、災害の激甚化・頻発化、物価高など様々な課題に対応しつつ、行政サービスを安定的に確保し、人々の当たり前の暮らしを支えていかなければならない。そのためには、応分の税負担に裏打ちされた、確固とした地方税財政の基盤を構築することが不可欠であり、地方税をはじめ地方交付税を含む一般財源総額が適切に確保される必要がある。

国と地方が手を携えながら、今日直面する諸課題を乗り越え、希望ある未来を実現させていくことを期待している。

地方財政の借入金残高の状況

資料1



※1 地方の借入金残高は、令和5年度までは決算ベース、令和6年度及び令和7年度は地方財政計画（令和7年度は政府予算案等の国会修正を反映）等に基づく見込み。

※2 GDPは、令和5年度までは実績値、令和6年度は実績見込み、令和7年度は政府見通しによる。

※3 表示未滿は四捨五入をしている。

(参考) 公営企業債残高 (企業会計負担分) の状況

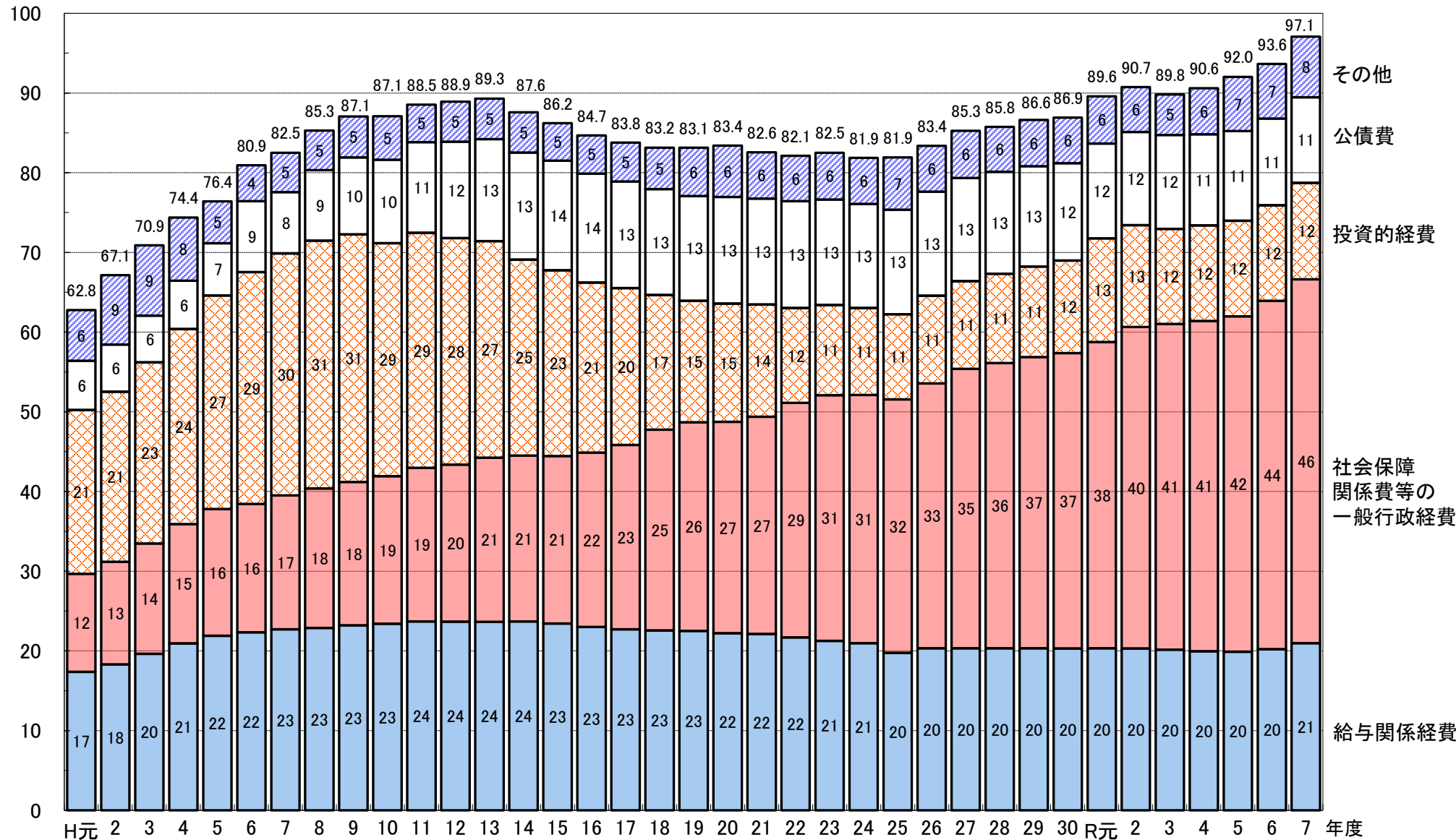
(単位：兆円)

年度	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
公営企業債残高	19	20	21	22	24	25	26	28	29	30	31	32	33	33	33	33	32	32	31	30	30	29	28	27	26	26	24	24	24	23	22	22	21	21	21	21	21

地方財政計画の歳出の推移

資料2

(兆円)



(注) 令和7年度政府予算案の国会修正を反映。

地方公務員の総職員数・人件費の推移

資料3

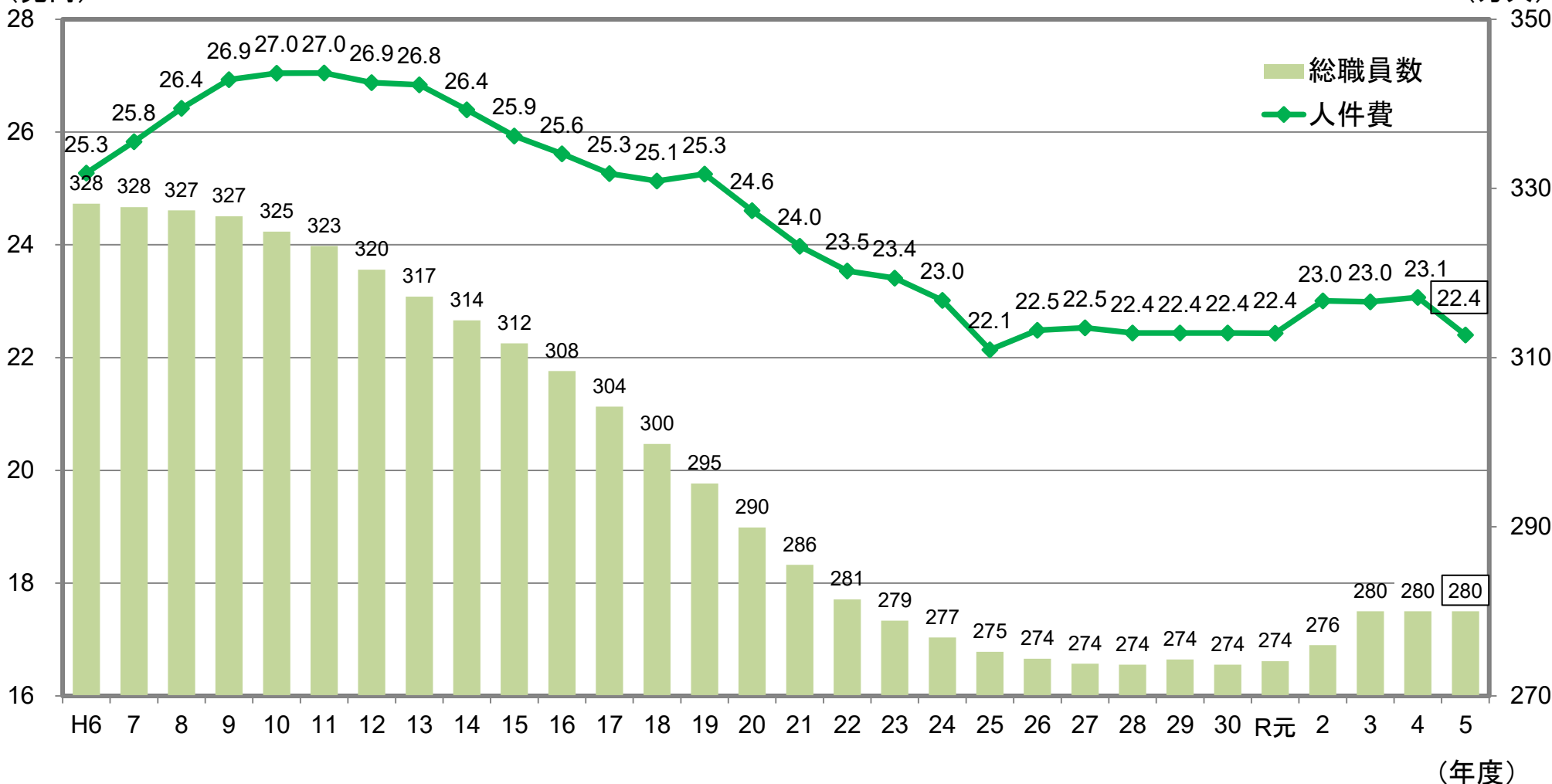
○ 令和5年度の総職員数は約280万人で、ピーク時(H6:約328万人)から約48万人(15%)減少。また、同年度の人件費(決算)は22.4兆円で、職員数の純減等によりピーク時(H11:27.0兆円)から4.6兆円(17%)減少している。

<人件費>

(兆円)

<総職員数>

(万人)



地方交付税による財源保障・財源調整の状況

資料4

※ 令和5年度決算ベース

